

[総説]

知的障害者を包摂しうる理論についての一考察
—潜在能力アプローチの可能性—

吉田 竜平

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科

キーワード

知的障害者, 分配, 潜在能力アプローチ

I. はじめに

筆者は以前、入所型の障害者支援施設で生活支援員として3年間勤務し、知的障害者と関わりをもってきた。

知的障害者の施設入所生活は、生活が規則正しいものとなったり、行事や活動を通じての社会資源の利用から、生活の幅が広がるといった効用があることは確かである反面、生活における自由度が少なく、窮屈な面もあり、我々が思い描く一般的な生活とは大きな差異があることも確かである。更には、入所している知的障害者の中には、自身の意思に関わらず、施設への入所を選択せざるを得ない状況下に置かれている人々も少なからず存在している事実もある。

知的障害者が施設入所を選択せざるを得ない状況下に置かれている原因には、家族のサポートがどの程度望めるかといった家庭の状況に拠るところもあるが、より広範な視点でみると、障害者は能力的に社会への貢献度が低い存在であるという認識が根付いている社会的な要因が大きく影響していると思われる。

1970年代以降の福祉国家の正当性を理論的に支えてきたリベラリズム (liberalism) は、個人の福祉の向上に対して政府や社会が責任をもつべき、つまり、個人の自由の拡大の為の物質的、教育的条件などを国家が積極的に整備し、特に市場社会の競争において弱い立場にある人を優先的に配慮すべきということをも基本的立場とするが、そのリベラリズムの代表的な論者である Rawls さえも障害者を「その運命が憐憫と不安を呼び起こすわれわれとは隔たった人々 (people distant from us)」¹⁾と捉えており、障害者はリベラリズムの平等の理論的枠組みから除外されてきた経緯がある。

リベラリズムの「何を分配するか」という財の分配

<連絡先>

吉田 竜平

〒061-0293 北海道石狩郡当別金沢1757

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科

E-mail: yoshida@hoku-iryo-u.ac.jp

に主眼をおく分配的正義は、障害者が被っている様々な不利益を減少させる為に社会環境を再編しようとする視点が欠如しており、障害者の存在を包摂できていない社会的要因に対処していくには限界が見えている。このことを「仕方がない」として社会が了解してしまえば、知的障害者の存在はとりわけ重要視しなくとも社会的には影響がないとみなされ、彼らの存在そのものが「死の中に廃棄」²⁾されてしまうことに繋がりがねない。

社会の構成員であり、同じ人間であるにも関わらず、知的に障害があるという事実のみで、彼らの有している様々な能力や可能性を発揮できる場所や機会が著しく制限される社会を容認することは、誰もが安心して暮らせる社会の実現を遠のかせるだけでなく、社会福祉実践に携わってきた筆者にとっても簡単に理解できないことである。

このことより本稿では、知的障害者の存在を完全に包摂しうる理論は存在するかという地点から考察を始めていきたい。

II. 研究の目的と方法

本稿の目的は、知的障害者の存在を完全に包摂しうる理論を探求することにある。本稿は文献研究である。

まず、異論は様々あるが「政治哲学の復権」「規範的倫理学の復権」などと表現されるように、リベラリズムの規範理論を社会契約説や自然権思想を現代の社会と学問の状況に即応させて再構築し、その規範の核心に「正義」という価値を据えたことで、後に展開されていく現代リベラリズムの規範理論の出発点となり、政治学や経済学にも大きな影響を与えている Rawls の理論を取り上げる。そのうえで、Nozick と Sen が展開した Rawls の理論に対する反論を概観し、リベラリズムの「財を平等に分配する」という分配的正義を知的障害者の存在を完全に包摂しうる理論とするには限界が見えていることを明らかにする。次に、Sen と Nussbaum の潜在能力 (capability) アプローチ、特に Sen の理論を基にした Nussbaum の潜

在能力アプローチに焦点をあて、彼女が導出した潜在能力の10項目のリストを検討し、彼女の理論は知的障害者の存在を完全に包摂しうる有力なものとなりえることを示す。最後に、彼女の理論に内在する問題を踏まえ、知的障害者福祉実践での活用についての考察を試みる。

Ⅲ. 結果

1. Rawls と Sen の理論の限界

1) Rawls の正義論

まず、Rawls の理論についての検討から始めたい。Rawls は、人生において何が善であるかという判断を特定の宗教、哲学が提示し得ない状況、即ち、価値の多元化状況を現代社会の不可避的な特徴と捉え、この善の判断を個人に託した。このことより、この個人が追い求める善は多元的なものとなる。彼が著書『正義論』で試みたのは、非通訳的かつ非妥協的な善の構想を有している個人が、単一の秩序を成立させようとする規範原理＝正義の探求である。

Rawls の正義は、人間個々人の善の違いを尊重しながら、並存可能な原理であり、彼はこれを「公正としての正義」(justice as fairness)と呼んだ³⁾。「公正としての正義」は、人間個々人の善の構想よりも上位の概念となり、その探求において用いられた仮想的理論装置が「無知のヴェール (veil of ignorance)」である。無知のヴェールは、社会現象における一般的な知識は持っているが、自分がどのような境遇に置かれているかは知らないとする仮定であり、これによって仮想された初期的状態が原初状態 (original position) である。その状況の中で、人々は正義の二原理 (two principles of justice) を社会制度の根幹として選び取るであろうと彼は主張した (表1)。

この正義の二原理のなかで、自然的分配の不平等を社会的な不平等に直結させない為の調整原理が格差原理 (difference principle) である。これは、社会の最も不遇な人々の状態を可能な限り改善するような分配についてのルールであるが⁴⁾、ここで「何」を分配す

るかが問題となる。田中⁵⁾は、この分配されるべき「何」について、人々が求める善を実現する為の「何」であることは言うまでもなく、個人が求める善を定義することなしにこの「何」を具体化することは不可能であると述べている。田中が述べているとおり、Rawls の理論では、善の中身を個人に委ねることを前提としている為、「何」の中身を具体化することは困難である。よって彼は、人々が求める多様な善の構想を実現しうる財のミニマムを提示し、そのミニマムを合理的理性を有する市民が自由で平等な人格として必要とするものであるとした。

Rawls は、そのミニマムな財、具体的には自由と機会、所得と富、地位と機能、自尊の社会的基盤等を社会的基本財 (the primary social goods) とし、この社会的基本財を平等に分配する必要を主張した⁶⁾。

『「何」を平等に分配するか』という問いに対しての Rawls の解答は「社会的基本財」といえるが、Nozick と Sen はこの Rawls の理論に対して批判を展開している。

まず Nozick の Rawls 批判から見ていくこととする。ハーバード大学哲学科で Rawls の同僚であった Nozick は Rawls の理論について、原初状態にある個人が個人ではなく、集団に焦点を合わせた原理を選択すると何故言えるのか⁷⁾、また、原初状態で正義についての「最終結果原理」が「歴史的原理」よりも選考され、しかもその中で「結果の平等」が選ばれるのか⁸⁾。更に、Rawls は、全生産物が社会的協力の成果であり、従ってそれを分配することが社会的責任と捉えているようであるが、協力は交換の連鎖からなるもので、それによって生じる産物は分配の為の共有物ではありえない⁹⁾と批判している。

インド出身の経済・倫理学者である Sen も Rawls の理論に対して肢体不自由者を例にあげ、社会的基本財が万人に等しく分配されるものであるならば、肢体不自由者は想定上、既に財を十分に所有している為、肢体不自由者に対しての特別な財の追加分配を認める余地がないとし、社会的基本財をただ単に分配するだ

表1 Rawls の正義の二原理

第一原理 (平等な自由の原理)	各人は基本的な緒自由の最も広い体系に対する平等な権利をもつべきであるが、自由の体系は他者の同様の体系と両立しなければならぬ。	社会の全ての成員に対し、他の成員のそれと抵触しない限りにおいて、最大限の基本的緒自由 (basic liberties) を平等に付与。	政治的自由、言論と集会の自由、良心と思想の自由、身体の自由、財産私有の自由、恣意的逮捕や押収からの自由等。 ※生産手段所有の自由と契約の自由は除外
第二原理 (機会の公正な均等原理) (格差原理)	社会的、経済的不平等は2つの条件を満たしていなければならない。	a 機会の公正な均等原理 (principle of fair opportunity)	機会の公正な均等という条件の下で全員に開かれている公職や地位に伴うこと。
		b 格差原理 (difference principle)	社会の最も恵まれない人の状況を改善すること。

けでは、財から得られる満足的面でも健常者に劣っている肢体不自由者に対しての配慮を備えていないと指摘している¹⁰⁾。更に Sen は、Rawls に欠けているのは、財の分配後、つまり分配された財で個人が何を成しえるかという視点であり、この視点を欠いたまま格差原理を称揚していくことは社会的な基本財で人々の平等を測るという「物神崇拜 (Fetischismus)」に陥ると指摘した。

Sen が述べるように、Rawls の理論は、個人が分配された財を十分に活用できる能力を有していることを前提としたものであり、多くの場合、その能力を有していない知的障害者の存在を考慮できていないこと、要するに、財の分配後の視点を欠いたものである為、知的障害者を尊厳ある存在として包摂する理論とするには現実的ではないといえる。

2) Sen の潜在能力アプローチ

次に Sen の理論についての検討に移る。ここで再度、Sen の Rawls 批判の要点を整理したい。

野崎は、Sen の Rawls 批判の内容を次の3点に要約している¹¹⁾。

第1に、Rawls は不平等を財の保有によって測定するため、「障害」に関して適切な配慮を払うことは不可能である。仮に障害者と健常者が同じ財を保有していても、その財を障害者が活用できなければ、平等であるとはいえない点、第2に、Rawls は、分配すべき財を「誰もが望む物」に限定しているため、障害、生物学的性差、健康状態、年齢、居住地域、労働条件、体格の差異など、人間それぞれの多種多様なニーズに関して鈍感となり、適切な考慮がなされているとはいえない点、第3に、財で平等を測ろうとする Rawls の理論枠組は「物神崇拜」に陥っているという点である。

そこで Sen の代替案が提出される訳であるが、彼は、論文「何の平等か？」において肢体不自由者を例にあげ、彼らのニーズについて、移動能力、衣食住、衛星、医療、物理的安全、初等教育等に関わる問題を「基本的潜在能力 (basic capabilities)」と解釈し、潜在能力 (capability) の平等を基準とする理論を導出した。彼の理論は「人は、所有する財とその特性を用いて何をなしうるか」ということに焦点を当てたものといえる¹²⁾。

Sen によれば、個人々の生活は「機能 (functionings)」の集合から成り、機能は人間の基本活動のことを意味する。更に、機能に含まれる重要なものには、十分な栄養状態、健康、幸福、自尊心、社会生活への参加等、基本的なものから複雑なものまで多岐にわたっており、人間の福祉 (well-being) の評価はこれらの多様な機能の充足を評定するものであるとした。これらの様々な機能の組み合わせを表現するのが

潜在能力であり、この潜在能力の集合が生活における個人の選択の自由を表すとした¹³⁾。

これより、『「何」を平等に分配するか』という問いに対する Sen の解答は、潜在能力、とりわけ福祉の自由に直接的に関わる基本的潜在能力であるといえることができる。Sen の理論は、Rawls の理論よりも、財を活用する潜在能力に焦点をあてている為、潜在能力を発揮できなくさせている環境要因や、潜在能力自体の機能に対しても対応することが可能であり、潜在能力の発揮に問題を抱えている知的障害者の存在を社会に包摂する理論といえるだろう。しかし、Cohen¹⁴⁾ は、Sen の理論は、自由を行使することが可能な自律的能力を所有していることが前提となっており、そのような能力が不十分、または欠如していることが多い知的障害者の存在を「完全に」包摂できる理論であるとは言い切れないと指摘している。

Sen 自身も「人間の生活の質を達成するための自由の能動的な行使という価値あるものは、知的障害者 the mentally disabled には直接関連性を持たないであろう¹⁵⁾と自らの理論の限界を自覚し、いかなる支援、いかなる選択肢を周到に用意したとしても、自由を行使し得ないと評価された重度知的障害者に対して自身の理論は直接関係性をもたないことを認めている。

このような Sen の人間観は、Cohen が指摘したとおり「自由でなければ人でない」というある種の強健主義的な色彩を帯びており、知的障害者の存在を Sen の理論が完全に包摂できると言い切るには疑問が残る。更に Sen は、支配的な経済学における貧弱な人間観を「合理的な愚か者」と批判し「共感」と「コミットメント」という2種類の道徳感情をその対抗軸に据えた。ここでいう「共感」とは、他人の苦痛に自身の苦痛を感じることを、例えば他者が虐待を受けていることを知って心を痛めることなどがあたり、他者に対する利己主義的な感応である。他方「コミットメント」は、より正義の論理に則った判断のこと、例えば他人が虐待を受けていることを知ったことで自身が苦しむ訳ではないが、虐待は不正であると捉え、その不正を正すことを自らの責務とするものである。

Sen が人間に求めたこの2種類の道徳感情は、社会の構成員が潜在能力アプローチの展開に同意する動因となるものといえるが、知的障害者に対して有用なものになり得るかは疑問である。

まず、これらの道徳感情が知的障害者の不幸や苦痛にも向けられるのだろうか。自律的に自由を発揮できる能力をもっている我々のような市民と、自律的に自由を発揮できない場合が多い知的障害者の間には、物理的にも心理的にも距離がある為、自律的に自由を発揮できる能力をもっている我々のような市民が、知的障害者の不幸や苦痛に気づき、そのことについて反応

することが可能か、また反応できる福祉的な価値感をもちあわせているかというそもそもの問題がある。

次に、もし、我々の道徳感情が知的障害者の不幸や苦痛に反応したとしてもそれは対等な共感やコミットメントであるといえるだろうか。むしろそれは、市民外的存在と見なされている知的障害者に対するパターンリスティックな介入を招来することになりかねないのではないか。

無論、Senの導出した理論は、Rawlsの理論よりも多様性が担保され、現実的なものであると捉えることが可能であるが、知的障害者の存在を完全にその理論に包摂しきるには限界も見えているといえるのではないだろうか。

2. Nussbaumの理論と可能性

次に、Senの理論を更に進めたNussbaumの理論についての検討に移る。

ヘルシンキにある国連大学の下部組織、WIDER(世界開発経済研究所)にてSenと共同研究を推進しているNussbaumは「善に対する正義の優先性」を前提とするRawlsの理論が、善に関しては、希薄な理論(thin Theory)しか展開できないと見切りをつけ、善(good)でなく財(goods)の分配を主題に定めた点を疑問視し、厳しく批判した。

Nussbaumの理論は、機能と潜在能力の定義に関しては、Senと概ね同じくするが、平等に分配されるべき「中心的潜在能力」を具体的に提示した点、また、生活の質(QOL)の比較研究に焦点をあてたSenに対し、人間の権原(entitlement)に焦点を当てている点でSenと異なっている。彼女は、この権限について、人間の尊厳を尊重するミニマムであり、あらゆる国家が履行しなければならないものとし、人間の潜在能力を「人がそのおかげで何かをすることが可能となるような先行条件」¹⁰⁾と定義した。

彼女が自身の理論において特に注意を払ったのは、一人ひとりの人間が価値をもち、目的として扱われるということ、次に、真に人間的な中心的機能のリストが様々な文化を越えて合意しうるものになるように作

成されていること、そして、少なくとも部分的には、これらの潜在能力の閾値(threshold level)が達成されるように社会的政治的制度が選択されるべきであること、という3点である。また彼女は、潜在能力を「基礎的潜在能力(basic capabilities)」、「内的潜在能力(internal capabilities)」、「結合的潜在能力(combined capabilities)」の3種類に分類している(表2)。表2を参照すると、内的潜在能力と結合的潜在能力の境界線が不明瞭であると言えなくもないが、政治参加、宗教の自由、言論の自由といった権利を保障することは、それぞれの分野で機能する為の結合的潜在能力を保証することとなり、この状態は、権利について考慮する最善の環境が整っていると考えられることができる¹⁷⁾。

更に彼女は、最低限必要であると思われる潜在能力を10項目にリスト化し(表3)、その内容は地域の信念や状況に合わせて具体化されるものであるとし、リストそれぞれの項目の閾値を正確に設定する必要性を認めた。

Nussbaumは、潜在能力のリストについて、①リストであげられた一つひとつの項目はトレード・オフではなく、それぞれが複雑に相互に関連しあうため、一つとして閾値に達しないことを望まない。②リストにはRawlsの社会的基礎財が含まれ、個々人が有する資源や権力の差で生じた格差を是正する。政府は、これらの潜在能力の社会的基礎を提供することを目指すべきである。③「実践理性」と「連帯(他者との関係)」は、「他の全ての項目を組織し、覆うものであるために特別に重要であり、それによってひとは真に人間らしくなる」¹⁸⁾ため、リストの中でも特別に重視するとしている。

Nussbaumが導出した10項目のリストは、可変的(open-ended)であり、そうあらざるを得ないものであるとともに、体系的な哲学倫理というよりも、これまで人々が考えてきたことの要約といえるが、人間の基底的な次元から政治・経済的次元にいたるまで広範囲をカバーしているといえる。また、彼女は障害者に対しても「たとえ現在は経済活動において生産性が

表2 Nussbaumの潜在能力の分類

1	基礎的潜在能力 (basic capabilities)	個人生来の素質であり、より高度な潜在能力を達成する為に必要な基礎・道徳的関心の基礎。例えば「見る」、「聞く」などの行為。
2	内的潜在能力 (internal capabilities)	個人に関わる状況であり、その人に関する限りにおいて、必要な機能を実践するための十分条件となるもの。基礎的潜在能力よりも成熟した段階。例えば、成長していく過程で覚えていく、「母国語を話す」、「信教をもつ」など。
3	結合的潜在能 (combined capabilities)	内的潜在能力がその機能を発揮するための適切な外的条件が存在している状態を指す。外的な影響を伴う潜在能力であり、宗教的自由や信教の自由が侵された状態は内的潜在能力は有しているが、結合的潜在能力は有していないことになる。

出典：Nussbaum, M. (2000) の邦訳書 pp.96-97より筆者作成

表3 人間の中心的な機能的潜在能力リスト

番号	項目	内 容	
1	生命	通常の寿命の人生を最後まで全うできること。早死にしないこと。尊厳のある生活をする事。	
2	身体的健康	健康であること。適切な栄養を摂取し、適切な住居に住めること。	
3	身体的保全	自由に移動でき、暴力などに抗する主権者として身体的境界を持つこと。	
4	感覚・想像力・思考	これらの感覚器官を使えること。識字能力をもつこと。教育を受けることができること。思想・信仰・表現の自由を持つこと。	
5	感情	愛せること、嘆けること、切望や感謝や正当な怒りを経験できること。	
6	実践理性	よき生活の構想をたて、人生計画について批判的に熟考（批判的内省）できること。良心の自由を持つこと。	
7	連帯	A	他者と共に、他人の為に生きることができると。他人を受け入れ、感心を示すことができること。集会・政治的発言の自由などの様々な社会参加ができること。他人の立場を想像し、その立場に同情できること。
		B	自尊心をもち屈辱を避ける社会的基盤を持つこと。他人と等しい価値を持つ尊厳のある存在として扱われること。（あらゆる差別から護られることを含意する）
8	自然との共生	動物や植物、自然界に関心をもってそれらと関わって生きること。	
9	遊び	笑い、遊び、余暇（気晴らし）を楽しめること。	
10	環境のコントロール	A 政治的	自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること。政治的参加の権利を持ち、言論と結社の自由が守られること。
		B 物質的	形式的のみならず、真の機会という意味でも資源や財産を持つこと。他人と対等の財産権を持つこと。他者と同じ基礎に立って雇用を求める権利を持つこと。令状のない捜査、拘束の禁止下にあること。

出典：Nussbaum, M. (2000) の邦訳書 pp.92-95より筆者作成

低いとしても、社会的なサポート体制が整備されるならば、十分に「社会的協働」に貢献できるだろう¹⁹⁾と捉えており「人間は能力においても必要においても傷つきやすく (vulnerability)、時間の流れの中で生きる生き物」であり「きわめて多様な人生における活動を必要とする」という点で「障害をもつ (disabled)」存在として認めなければならないとした²⁰⁾。

基本財の分配原理を論じる前に「人間としての善い生き方」に関して必要最低限のリストを構成するところから始めるべきと主張し、Senの理論を基にして、潜在能力について具体的に提示したNussbaumの理論は、知的障害者の存在を「完全に」包摂しうるものとなる可能性を有しているといえるのではないだろうか。

IV. 考察

ここまで、知的障害者の存在を完全に包摂しうる理論について、Rawls, Sen, Nussbaumのそれぞれの理論について検討してきたが、その中で財の分配、リストそのものについて問題を抱えてはいるが、Senの理論を基に、人間らしい生き方、人間らしい生活のために必要な潜在能力を具体的な形で10項目のリストにしたNussbaumの理論が有力な候補となりえることが明らかになった。

Nussbaumの理論に関しても、財の分配について

は、どこまで財を分配すれば閾値に達するに充分かを明示することは困難であり、彼女の理論では、市民全員の潜在能力を無条件に閾値まで引き上げなければならないため、際限ない財の分配を招来しかねない。そもそも財は有限であり、このような分配を社会が許容できるのか。また、どれだけの財を分配しても閾値に到達することが困難な重度知的障害者のような人々の潜在能力を引き上げるために社会環境を整備することは、他の市民の潜在能力の確保とトレードオフにならないと言えるのかといった問題があげられる。

また、リストそのものについても、Nussbaumは項目のうちの1つでも閾値に達しないことを望まないとしているが、リストの中の一部の潜在能力を欠いている状況でも満足している者も存在しており、リスト項目を全て満たす必要性があるのかといった問題もあげられている。

以上、彼女の理論は、知的障害者の存在を「完全に」その理論枠組みに包摂しうる可能性を有していることは間違いがないが、潜在能力の閾値の設定、閾値に到達させる為の際限なき財の分配を社会が許容し、実現することが可能か、また、どうしても閾値に到達しない人々に対してはどのように対応していくのか、リストの項目を全て満たさなければならない必要性があるのか。という難題に向き合わなければならないことも事実である。

V. 結論

Rawlsの格差原理, SenとNussbaumの潜在能力アプローチを中心に考察してきたが, Senの理論を基に導出したNussbaumの理論が知的障害者の存在を完全に包摂しうるものとなりうる可能性を有していることが明らかとなった。しかし, Nussbaumの理論についても, 潜在能力の閾値の設定, 財の分配, リストの10項目を全て満たす必要性の有無の問題など, 向き合わなければならない難題を抱えているだけでなく, そもそも知的障害者が置かれている現実と大きく乖離していると理論であるという批判もあるが, その理論枠組みは重要かつ有効なものであることは確かである。知的障害者が現在置かれている状況と彼女の理論との差異をどのような方法でどの程度埋められるかを実践の中で見極めていくことが必要となってくるだろう。少なくとも, 彼女の理論を, 支援計画の立案の基礎として用いるなど, 障害者福祉実践場面で活用を試みていくことは可能といえるだろう。

VI. 本研究の限界と今後の課題

本研究の限界は「理論」の検討に止まっており, 潜在能力アプローチを実践場面において如何に活用していけば, 知的障害者の生活をより良いものとしていけるかといった実践に焦点をあてた考察が不十分であり, 机上論の域を出ていないこと, また, 知的障害者の施設生活について, 生活の自由度が少なく, 窮屈な面があるとして, 我々が想像する一般的な生活との差異について言及したが, その差異の埋め方, また筆者が納得できる施設生活のイメージを具現化できていないことである。

今後の課題として, 潜在能力アプローチの実践場面での活用と, 筆者が納得できる施設生活の具現化, 換言すれば, どのような施設生活ならば了解できるかを明確なものにしていく為に研究を進めていくことが課題となるであろう。

【文献】

- 1) Rawls, J. A kantian Conception of Equally. Collected Papers. : Freeman, S. ed. Harvard University Press. Cambridge. 1999. pp254-266.
- 2) Foucault, M. La Volonte' de savoir Volume 1 de Histoire de la Sexualite' Gallimard. (=渡辺守章訳. 『生の歴史I 知への意思』:新潮社. 東京. 1999.
- 3) Rawls, J. A Theory of justice. :Harvard University Press. Cambridge. 1971. (=矢島釣次監訳. 『正義論』:紀伊国屋書店. 東京. 1989.)
- 4) 前掲3) pp.74.
- 5) 田中耕一郎. <重度知的障害者>とケアの分配について-「何の平等か」に関する一考察-北星学園大学社会福祉学部北星論集. 2012; 49: 115-127.
- 6) 前掲3). pp.49.
- 7) Nozick, R. Anarchy, state, and utopia. : Basic Books. New York. 1974. pp.190. (=嶋津格訳. 『アナーキー・国家・ユートピア:国家の正当性とその限界』:木鐸社. 東京. 1992. pp.317.)
- 8) 前掲7). pp.335-337.
- 9) 前掲7). pp.309-312.
- 10) Sen, A. Equality of What? Welfare and Measurement. : Harvard University Press. Cambridge. 1989. pp.353-369.
- 11) 野崎泰伸. 青い芝の会と分配的正義-誰のための, 何のための正義か-. 医療・生命と倫理・社会. 2006; 5: 124-135
- 12) Sen, A. Commodities and capabilities. :Oxford University Press. Oxford. 1985. (=鈴木興太郎訳『福祉の経済学-財と潜在能力』:岩波書店. 東京. 1988.)
- 13) Sen, A. Inequality Reexamined. :Harvard University Press. Cambridge. 1992. pp.39-42.
- 14) Cohen, G. Equality of What? On welfare, goods, and capabilities. :Nussbaum, M. and Sen, A. ed. :Clarendon Press. Oxford. 1993. (=竹友安彦監修・水谷恵訳. 『クオリティー・オブ・ライフ』:里文出版. 東京. 2006.)
- 15) 前掲5). pp.118.
- 16) Nussbaum, M. Justice For Woman! New York Review. 1992; October 8: 47-48. (=川本隆史訳. 女たちに正義を! みすず. みすず書房. 1993; 389: 94.)
- 17) Nussbaum, M. Woman and Human Development. :The Capabilities Approach:Cambridge University Press. Cambridge. 2000. (=池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発』:岩波書店. 東京. 2005.)
- 18) 前掲17). pp.96-97.
- 19) Nussbaum, M. Frontiers of Justice. :Harvard University Press. Cambridge. 2006. (=神島裕子訳. 『正義のフロンティア:障害者・外国人・動物という境界を越えて』:法政大学出版局. 東京. 2012.)
- 20) 前掲19). 221.

受付:2013年11月30日

受理:2014年3月6日